

# 町と地域のパイプ役

# みなさんの地域の行政区長が決定

新しい各行政区の担当区長が決定しました。行政区長は、町と地域の太いパイプ役を果たしています。

委嘱状交付式が1月7日(水)町役場で行われ、木賊町長から各行政区長へ委嘱状が



交付されました。また、退職された3人の区長へ感謝状が贈呈されました。

式では木賊町長が「退職区長には行政区との調整役等ご尽力いただき感謝申し上げます。新しい区長には、町政発展のため一層ご尽力くださいますようお願いいたします」とあいさつしました。

また、町社会福祉協議会正木正秋会長から社会福祉協議会協力推進員などの委嘱状も合わせて交付されました。

行政区長協議会の役員が次のとおり選出されました。

- (敬称略)
- 会長 西牧英二(鏡石区)
  - 副会長 渡辺俊広(鏡石4区)
  - 会計 真島鉄夫(仁井田区)
  - 監事 面川平六(笠石区)、込山清人(さかい区)

## 行政区長のみなさん

任期  
平成21年1月1日から  
平成22年3月31日まで

- 仁井田区(再) 真島 鉄夫さん
- 鏡石区(再) 西牧 英二さん
- 高久田区(再) 根本 達夫さん
- 鏡石4区(再) 渡辺 俊広さん
- 鏡石2区(再) 今駒 弘さん
- 鏡石3区(再) 有我 忠さん
- 鏡石1区(新) 面川 祐也さん
- 豊郷区(再) 小池 幹雄さん
- さかい区(再) 込山 清人さん
- 久来石区(新) 宮坂 正幸さん
- 笠石区(再) 面川 平六さん
- 旭町区(再) 小出 幹夫さん
- 成田区(新) 滝口 孝行さん

## 春季全国火災予防運動 3/1(日) ~ 3/7(土)

# 住宅用火災警報器の設置はお済みですか

3月1日からの7日間、春季全国火災予防運動が実施されます。この時期は、空気が乾燥して火災などが起こりやすくなる季節です。皆さんのお宅では、住宅用火災警報器の設置はお済みですか。ここでは、警報器の設置場所などをお知らせするとともに、電気による火災の注意を呼びかけます。



- ①寝室として使用する部屋の天井又は壁に設置します。寝室とは普段就寝している部屋のことで、主寝室のほか、子供部屋なども含まれます。
- ②寝室のある階から避難する階段の踊り場の天井又は壁に設置します。
- ③台所には設置義務はありませんが火災予防上設置することが望まれます。

緊急性のない病気やけがは  
自家用車がタクシーの利用を  
お願いします。

問い合わせ先  
須賀川消防署鏡石分署  
☎ 62 4 5 1 1

### 警報器の設置は

お早めに!!

住宅用火災警報器の設置が義務化されました。今お住まいの住宅で、まだ警報器を設置されていない方は平成23年5月31日までに設置しなければなりません。設置する場所は、寝室として使用する部屋、寝室のある階から避難する階段の踊り場などです。左の図で設置場所を確認できます。

火災の半分以上は建物火災によるものであると言われております。火災予防のため、なるべく早めに設置しましょう。なお、消防署で幹旋、販売することは絶対にありません。

### 電気の火災に

ご注意を

悪徳な訪問販売にはご注意ください。

タコ足配線していませんか。テーブルタップには、流せる電気の容量が表示されています。容量を超える使用を続けると、コードのゴムやビニールが溶け出したり、発火したりして非常に危険です。

また、コンセントなどに長期間、プラグを差し込んでいたために、コンセントとプラグとの隙間に徐々にほこりが溜まり、発火に繋がることもあります。時々プラグを抜いてください。

### 救急車は

緊急時のみ利用を

て、乾燥した布で拭き取るなど普段の手入れが大切です。空気が乾燥するこの時期は、野火火災などが増える季節です。タバコのポイ捨てやたき火から火災に繋がることもあります。絶対に止めましょう。

なお、田畑の野焼きなどを行う場合は、乾燥注意報などが発表されている時を避けて行いましょう。

## 鏡石町多子世帯保育料負担軽減事業のお知らせ

多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、保育所及び認可外保育所へ入所している児童の保護者に対し、保育料の一部を補助する事業が始まりました。

申請される保護者の方は申請書を町健康福祉課に提出してください。

対象者	18歳未満の児童が3人以上いる世帯において、3人目以降が保育所又は認可外保育所に入所し、平成20年4月1日現在3歳未満の児童の保護者。ただし町民税、保育料に滞納が無いこと。	補助額	月額保育料の1/2から1/4の額の年度合計額(所得税額により変わります)
申請期限	平成21年2月27日(金)	提出先	町健康福祉課(勤労青少年ホーム内)